

帯広市新総合体育館整備運営事業

第1回募集要項等に関する質問への回答

- 帯広市新総合体育館整備運営事業募集要項等について、平成28年6月7日までに寄せられた、第1回募集要項等に関する質問への回答を公表します。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び標記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

平成28年6月14日

帯 広 市

■募集要項に関する質問及び回答

No	該当箇所						タイトル	質問事項	回答(案)
	頁	数	数	(数)	カ	(カナ)英字			
1	8	第3	1	(2)	イ	(ア)	構成企業の参加要件	「PFI事業の経験(構成企業、協力企業としてのPFI事業実績)、またはこれら企業としての応募、入札実績等、もしくはPFI事業に関する知識の習得・ノウハウの収集等の取組みがあること」を証明するにあたり、どのような書類が必要となるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業の経験については、その事業及び実施業務の概要、契約書(写)等、可能な限り実施業務内容が確認できるものとします。 ・応募、入札実績等については、応募、入札時に提出した参加表明書類のうち、担当業務内容(役割)が記載されている書類(当該内容が確認できるものであれば書類様式、枚数等は任意とする。)とします。 ・PFI事業に関する知識の習得・ノウハウの収集等の取組みについては、その具体的な取組みが客観的に確認できるよう、取組み時期、内容等を記載してください。
2	8	第3	1	(2)	ウ	(ア)	個別の参加資格要件(設計業務を担う者)	設計業務を担う者の要件として、「延床面積2,000㎡以上の体育館または体育施設の新築工事の実設計実績(元請に限る。)を有している者」とありますが、体育施設については、複合施設に体育施設の機能が含まれている事例も含まれますでしょうか。その場合、複合施設全体の延床面積が2,000㎡以上であれば良いでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設については、複合施設に体育施設の機能が含まれている事例も該当します。 ・この場合、複合施設全体の延床面積が2,000㎡以上である場合も可とします。
3	9	第3	1	(2)	ウ	(ウ)	個別の参加資格要件(建設業務を担う者)	建設業務を担う者として、「少なくとも1者は構成企業であること」「dの要件は1者以上が該当すること」が求められています。複数企業が建設業務を担う場合で構成企業以外の者の中にdの要件を満たす者を含む場合、構成企業の中にdの要件を満たす者が含まなくても良いでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご理解のとおり、応募者を構成する企業の中で、1者以上がdの要件に該当することが建設業務を担う者の参加資格要件となります。
4	9	第3	1	(2)	ウ	(ウ) d	建設業務を担う者	体育施設とありますがアイスアリーナは体育施設に該当しますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・該当します。

■様式集に関する質問及び回答

No	該当箇所						タイトル	質問事項	回答(案)
	頁	数	数(数)	カナ	(カナ)	英字			
1	6	第3	3				(添付書類2-3) 印鑑証明書	支社で参加するため書類の代表者印は支社長印で押印するのですが、その場合は必要書類として本社の社長印の印鑑証明書と委任状、使用印鑑届を提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	7	第3	3				(添付書類2-6) 社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・児童手当拠出金・延滞金)について滞納がないことを証明する書類	社会保険納入確認書は原本は提出できませんが、写しでも可能ですか。	可とします。
3	7	第3	3				(添付書類2-7) 決算報告書	決算報告書について、弊社ではキャッシュフロー計算書を作成していません。提出は必須でしょうか。また、必須の場合、類似書類として何を提出すればいいですか。(尚、様式集の1頁には、添付書類2-7として「決算報告書(損益計算書・貸借対照表)(直近2期分)」とありますが、7頁には加えてキャッシュフロー計算書が示されているほか、直近3期分が必要とされていますどちらが正しいでしょうか。)	・キャッシュフロー計算書の提出は、連結決算を行っている企業のみとします。 ・添付書類については、決算報告書(損益計算書・貸借対照表、キャッシュフロー計算書(連結決算を行っている企業の場合))とし、各直近3期分とします。 様式集1頁を修正します。
4							(様式2-2) 参加表明書	複数事業者で応募することを想定していますが、参加表明書の枚数の上限はございますか。一社一枚ずつ提出することは可能でしょうか。	・枚数の上限はありません。 一社一枚ずつ提出することも可とします。 ただし、代表企業は全ての書類に記載、押印してください。
5							(様式2-3) 応募者の構成表及び役割分担表	複数事業者で応募することを想定していますが、応募者の構成表及び役割分担表の枚数の上限はございますか。一社一枚ずつ提出することは可能でしょうか。	・No.4の回答のとおりです。
6							(様式2-4) 委任状	複数事業者で応募することを想定していますが、委任状の枚数の上限はございますか。一社一枚ずつ提出することは可能でしょうか。	・可とします。
7							(様式2-6) 応募者の構成企業及び協力企業等一覧表	「応募者の構成企業及び協力企業等一覧表(様式2-6)」の様式はどこに示されているのでしょうか。	様式2-6「応募者の構成企業及び協力企業等一覧表」は、提出書類として想定していない様式であるため、「第1-2-参加資格確認時の提出書類(様式集1頁)」から削除します。
8							(様式2-7-3-1) 確認・誓約書	「PFI事業の経験(構成企業、協力企業としてのPFI事業実績)、これら企業としての応募、入札実績等、もしくはPFI事業に関する知識の習得・ノウハウの収集等の取組みがあること」についてのエビデンスが必要となりますが、例えばPFIに係る勉強会の概要記録等を添付する形で大丈夫でしょうか。	・ご理解のとおりです。 添付書類の詳細については、募集要項に関する質問No.1の回答をご参照ください。